

(仮 訳)

世界農業遺産国際会議 (G I A H S)
日本国石川県、2013年5月29日－31日

世界農業遺産に関する能登コミュニケ

我々、すなわちアフリカ、アジア及び南米の各国政府や地方政府、国際機関、市民社会、その他を代表し、石川での世界農業遺産国際会議に集まった参加者は、

- a) 持続可能な世界に向けた農業遺産の貢献に関して自由に意見交換し、議論を行う機会を歓迎する。
- b) 食料安全保障、地域の雇用及び天然資源の保全を提供し、生物多様性や生態系から提供されるモノ及びサービスの供給を維持し、気候変動への適応を強化する点において、小農、家族農業者及び伝統的な農村社会の重要性を認識する。
- c) 急速に変化する世界における持続可能性のベンチマークとして、また、地域社会が自らの資産を持続的に管理するためのコミットメントの指標として、農業遺産システムの重要性を認識する。
- d) 2002年から世界の農業遺産システムを動的に保全し、G I A H Sサイトの特定、支援、認定及び保護を推進し支援しているFAOとそのパートナーの努力に留意する。
- e) 農業遺産の保全への政策支援及び投資を促進するための官民連携を拡大する必要性を強調する。
- f) G I A H Sに含まれる生物多様性の固有の価値を確認するとともに、生態的、社会的、経済的、文化的及び美観的価値とそれらが生態系や生計を維持する上で果たす重大な役割を確認する。
- g) 先住民や地域社会の伝統的な知識、革新及び実践が、持続可能な開発に重要な貢献をしていることを認識する。
- h) さらに、日本の石川県能登地域で開催された今回の世界農業遺産国際会議は、先進国での、またG I A H S認定サイトでの開催となった初の世界農業遺産国際会議であることに留意する。
- i) 2012年の第67回国連総会第2委員会を含め、G I A H Sの概念は国際会議でも広く認知されていることを認める。
- j) G I A H Sは、農業の生物多様性の保全と持続可能な利用のための革新的な手段として生物多様性条約 (CBD) のCOP10で認識され、また、愛知ターゲット

トに言及されたことに留意する。

- k) F A O、政府及び国際社会による保全や開発の取組を今後も維持するため、強固な体制を確立する必要性を認識する。
- l) R i o + 2 0 会合の「私たちが望む未来」で規定された、持続可能な開発目標（S G D s）やより幅広いポスト2015開発アジェンダを達成するため、G I A H Sの重要性を強調する。
- m) 経済、社会、環境の側面を統合し、それらの関係性を認識しつつ、あらゆる局面において持続可能な開発を達成するために、あらゆるレベルでG I A H Sの主流化が必要であることを認める。G I A H Sは、家族農業者、先住民及び地域社会における人間の基本的な福祉を支える極めて重要な要素の結果であり、今後の発展に向けた機会である。
- n) 農村地域を活性化し、持続可能な開発についての目標を達成するため、F A O総会、国際機関、民間セクター及びその他関係者に対し、農業遺産やG I A H Sイニシアティブへの支援を勧告する。
- o) G I A H Sサイトをさらに認定するため、また、持続可能性の現存のモデルとして動的にその保全を拡大していくため、人的及び政治的資源を動員することをコミットする。
- p) 全ての政府及び関係者に対し、農業遺産システムを支援し守るよう要請する。
- q) 全ての政府に対し、現在のG I A H Sの枠組みを支持し、そしてF A Oの事業予算計画において必要なリソースを配分することを要請する。

以上を考慮し、この会議は以下を勧告する。

1. G I A H S認定サイトでは、定期的なモニタリングが行われ、その活力が維持されるべきである。
2. 農業遺産の保全や、世界の食料安全保障及び経済発展への貢献を促進するため、さらにG I A H Sサイトを漸進的に認定すること。
3. 特に開発途上国において、現場での事業及び取組を促進することにより、G I A H Sを動的に保全すること。
4. 既存のG I A H Sは、開発途上国におけるG I A H S候補地が認定されるよう支援すること。
5. 先進国と開発途上国の間のG I A H Sサイトの結びつきを促進すること。

脚注 1

第67回国連総会第2委員会「議題26：農業開発と食料安全保障」決議文書

パラ7：世界農業遺産に対する国際連合食糧農業機関の支援の重要性を強調するとして国際連合食糧農業機関第144回理事会の決議文書に留意する。